

徳島県訪問介護事業所新規開設支援事業費補助金交付要綱

（補助金の交付）

第1条 知事は、本県における介護サービス提供体制の強化、とりわけ中山間地域等におけるサービス確保を図るため、新たに立ちあげた訪問介護事業所の開設及び事業の早期安定化を図るための運営に係る経費について、予算の範囲内で、事業所を運営する法人等に補助金を交付するものとし、その交付については、徳島県補助金交付規則（昭和58年徳島県規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助金の支給対象者等）

第2条 補助金を受けることができる者は、「令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に、徳島県知事の指定を新たに受けた訪問介護事業所又は同期間内に新たにサテライト事業所を設置し徳島県に変更届出書が受理された訪問介護事業所（以下、「訪問介護事業所等」という。）」を運営する法人等であって、訪問介護事業所等が次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 中山間地域（別表1に定める地域。以下同じ。）において新たに開設されたものであること。

二 中山間地域以外の地域において新たに開設された訪問介護事業所等であって、開設後、中山間地域の利用者に対して別表4に定める一定以上の訪問介護サービスを提供した実績を有するものであること。

2 前項の規定にかかわらず、サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム等の集合住宅等（以下、「集合住宅等」という。）に併設、または同一敷地内・建物内において新たに開設された訪問介護事業所等に対する前項の規定の適用については、次の各号に定めるところによる。

一 前項第1号の対象となる訪問介護事業所等は、開設後、中山間地域の利用者（当該集合住宅等の入居者は除く。）に対して別表4に定める一定以上の訪問介護サービスを提供した実績を有するものであること。

二 前項第2号の対象となる訪問介護事業所等は、同号の訪問介護サービス提供実績に、当該集合住宅等の入居者に対して訪問介護サービスを提供した実績は含まないものとする。

（対象経費及び補助額等）

第3条 対象経費（消費税及び地方消費税を除く。）及び補助額等は、別表2に掲げるとおりとする。

（補助金交付申請書等）

第4条 規則第3条の補助金交付申請書は、様式第1号による。

2 規則第3条の知事が定める書類は、様式第1号に掲げるとおりとする。

- 3 規則第3条の知事の定める期日は、知事が別に定める日とする。
- 4 補助金の申請受付は、第3項に規定する期日内であっても、予算の上限に達した時点で終了するものとする。

(補助金の交付の条件)

第5条 規則第5条第1項各号に掲げる事項及び規則第15条の2に規定する事項は、補助金の交付の決定の条件となる。

(軽微な変更)

- 第6条 規則第5条第1項第1号に規定する知事の定める軽微な変更は、別表2における対象経費の内容相互間における20パーセント以内の金額の変更とする。
- 2 規則第5条第1項第2号に規定する知事の定める軽微な変更は、補助金額に変更のないもので、補助事業の目的を損なわない事業計画の細部の変更とする。

(変更の承認の申請等)

- 第7条 規則第5条第1項第1号から第3号までの規定による知事の承認を受けようとする者は、補助事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第2号)を知事に提出しなければならない。
- 2 規則第5条第1項の知事が定める書類は、様式第2号に掲げるとおりとする。

(実績報告書等)

- 第8条 規則第11条の実績報告書は、様式第3号による。
- 2 規則第11条の知事の定める書類は、様式第3号に掲げるとおりとする。
- 3 規則第11条の規定による実績報告は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の3月31日のいずれか早い期日までにしなければならない。

(補助金の交付決定の取消し)

- 第9条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 一 規則、この要綱又は交付決定の条件に違反したとき。
 - 二 補助事業に関して不正、怠慢その他不適當な行為があったとき。
 - 三 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- 2 知事は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(補助金の請求および支払)

第10条 規則第12条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金請求書(様式第4号)に当該通知に係る通知書の写しを添えて知事に補助金の請求をしなければならない

ない。

2 知事は、補助事業者から補助金請求書を受理した後に、補助金を支払うものとする。

(書類の保管等)

第11条 規則第16条の帳簿及び証拠書類の保管の期間は、補助事業の完了の日又は廃止の承認を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(交付決定前の開設にかかる特例)

2 令和8年4月1日から規則第4条の規定による交付決定を受ける日までの間に訪問介護事業所等を開設した法人等は、補助対象とすることができる。